

【『2023年版通関士試験合格ハンドブック』 正誤表】

| 更新日 | ページ | 誤 | 正 |
|--------|------------------|---|--|
| 12月26日 | P.157 8行目～ | これらの貨物が輸入されようとする場合、税関長は、次の区分で貨物を処分する。 ア) 税関長は、輸入される貨物が、①の麻薬・向精神薬などから⑧の偽造貨幣などまで、及び⑩特許権などの侵害物品、⑫不正競争防止法違反物品までの貨物については、没収・廃棄することができる。また、輸入しようとする者に積みもどしを命じることができる。 ただし、⑩特許権などの侵害物品及び⑫不正競争防止法違反物品については、後に述べる税関長の認定手続（p.158「(2) 輸入差止申立て」、p.161「(3) 認定手続のプロセス」）を経ることが必要である。 | これらの貨物が輸入されようとする場合、税関長は、次の区分で貨物を処分する。 ア) 税関長は、輸入される貨物が、①の麻薬・向精神薬などから⑧の偽造貨幣などまで、及び⑩特許権などの侵害物品、⑬ 外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ちこませた意匠権又は商標権を侵害する物品 、⑭不正競争防止法違反物品までの貨物については、没収・廃棄することができる。また、輸入しようとする者に積みもどしを命じることができる。 ただし、⑩特許権などの侵害物品、⑬ 外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ちこませた意匠権又は商標権を侵害する物品 、及び⑭不正競争防止法違反物品については、後に述べる税関長の認定手続（p.158「(2) 輸入差止申立て」、p.161「(3) 認定手続のプロセス」）を経ることが必要である。 |
| 1月11日 | P.312 14行目～ | ①財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により関税法又は関税定率法その他関税に関するに基づく申請、請求、届出・・・ | ①財務大臣又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により関税法又は関税定率法その他関税に関する 法律 に基づく申請、請求、届出・・・ |
| 4月17日 | P.277 16行目～ | イ. 減額更正（更正の請求に基づく更正を除く）があった後に、修正申告又は増額更正があった場合……当該当初申告額に係る税額に達するまでの税額は、控除される（関税法第12条の2第3項2号）。 | イ. 減額更正（更正の請求に基づく更正を除く）があった後に、修正申告又は増額更正があった場合……当該 当初申告 に係る税額に達するまでの税額は、控除される（関税法第12条の2 第4項 2号）。 |
| 4月17日 | P.571 16行目～ | 6、許可の取消し及び取消しをしようとするときの審査委員への意見聴取（11条） | 6、許可の取消し及び取消しをしようとするときの審査委員への意見聴取（ 11条2項 ） |
| 4月17日 | P.790 15行目～ | (4) の合成繊維製のひざ掛けは、問題文9から起毛したものとして「6301.40-010-3」に分類される。課税価格は、下記の通り20万円以下の少額貨物となる。 | (4) の合成繊維製のひざ掛けは、問題文9から起毛したものとして「 6301.40-090-6 」に分類される。課税価格は、下記の通り20万円以下の少額貨物となる。 |
| 4月17日 | 別冊P.47 問題1-9 | 解答：○ | 解答： × |
| 4月19日 | 類カード 86類問題②解説 | 電気ディーゼル機関車は第85類に分類されるが、～ | 電気ディーゼル機関車は 第86類 に分類されるが、～ ※カード記述訂正済 |